

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15K03213

研究課題名（和文）瑕疵ある組織再編行為の効力に関する研究

研究課題名（英文）How defects in SOSHIKISAIHEN should be handled

研究代表者

笠原 武朗（KASAHARA, Takeaki）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：90346750

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、組織再編行為の手續や内容に瑕疵がある場合に、その行為自体や行為の効果として生じる法律変動の効力をどのように取り扱うべきかについて研究を行った。我が国では、組織再編行為について一律に形成無効の仕組みが用意されているが、様々な場面における利害調整のための仕組みとしては適切に機能させるのは難しく、制度として問題があることを明らかにし、場面に応じて適切な利害調整を行うための様々な手法や解釈論を展開した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国では、組織再編行為について、訴訟によってのみ、事後的に、一律にその効果を否定する形成無効の仕組みが用意されているが、それは、組織再編行為の多様性に照らすと、関係者間の利害調整を適切に安定的に行える仕組みではない。本研究は、そのような仕組みの限界を明らかにし、瑕疵ある組織再編行為について、より柔軟に組織再編行為自体やその効果として生じる法律変動の効力を扱う可能性を検討した上で、様々な提言を行うものであった。

研究成果の概要（英文）：The subject of this research is how some defect in the procedure or substance of so-called SOSHIKISAIHEN (merger, split, share exchange and the like) should be handled to adjust the interests among various stakeholders.

研究分野：商法・会社法

キーワード：組織再編行為 無効の訴え 形成無効 効力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

我が国では、組織再編行為の手續等に瑕疵がある場合の効力については、当該行為をとりあえず有効なものとして取り扱った上で、事後的に形成の訴えにより対世効をもった形で一律に無効とする仕組み(組織再編行為の無効の訴え)が採られている。しかし、この仕組みが関係者の利害調整のための仕組みとして適切に機能することを期待するのは難しい。

まず、企業買収や企業再編の手段として組織再編行為が盛んに行われるようになって以降、条件の適切性の確保や濫用的事例への対処のための仕組みや制度に関する議論も進展してきているが、そこでは、情報開示を含めた手續のあり方や損害賠償責任、事前の差止め、あるいは、それらの前提としての取締役等の義務の内容等が主たる議論の対象とされており、無効の訴えについてはあまり触れられることはない。しかし、これはある意味当然のことである。というのは、この形成無効の訴えは対世効をもった全部無効をもたらすものとしてデザインされているため、上記のような議論が主として念頭に置いている上場企業や大企業では無効とした場合の影響が大きすぎ、利害調整のための中心的な仕組みとして考えることは難しいし、適切ではないからである。

他方、この10数年、組織再編行為の種類・内容が多様化してくる中で、中小規模の閉鎖的な会社においても濫用的な組織再編行為が行われる可能性が高まってきた。そのような事例においては事後的な形成無効による問題解決も現実的な選択肢として考えることができるが、中小規模の閉鎖的な会社を前提としても、現行の無効の訴えの制度を使って事後的な利害調整を行うことはやりにくい。まず、中小規模の閉鎖的な会社の事例においても、対世効ある一律の無効という効果は生じている問題の解決にとって過剰と思われることが多い。また、無効原因は、そのような時に過剰となる効果が生じる場合をできるだけ明確にして法的安定性を確保すべく、その有無の判断が比較的容易な手續上の個別の瑕疵に着目して論じられる傾向にあるため、無効とすべき場合とすべきでない場合とを区別する指標としては過不足を生じやすい構造となっている。さらに、法的安定性の確保のために事後的な形成無効という制度を選択したほぼ必然の結果として無効の訴えには提訴期間が設けられているが、これがまた事案に即した適切な利害調整の妨げとなることもありうる。

以上を要すると、どのような場合に無効とすべきかという面でも、無効とした場合の効果という面でも、現行の無効の訴えという仕組みは問題解決・利害調整のためのファイン・チューニングがやりにくい構造となっているということである。

2. 研究の目的

本研究では、上記のような背景から来る問題意識から、対世効をもった一律の無効という我が国のアプローチを相対化し、組織再編行為自体やその結果として生じる様々な法律関係の変動の効力の適切な取り扱うための解釈論や立法論を展開することを目的とした。

3. 研究の方法

我が国のアプローチを相対化するために、手掛かりとして米国法やドイツ法の状況を参照したり、現行法の形成無効の訴えの仕組みがなかったとしたらどのようなことになるのかについての思考実験を行ったりした。また、現行法の形成無効の訴えの仕組みがあるからこそ生じてしまっていると考えられる問題や、現行法を前提としながらも、上記のような相対化の中で得られた知見を活かす方途について、個別的に考察を行った。

4. 研究成果

組織再編行為について一律に形成無効の仕組みが用意されているが、様々な場面における利害調整のための仕組みとして適切に機能させるのは難しく、制度として問題があることを明らかにした。また、場面に応じて適切な利害調整を行うために、上記のような問題のある仕組みであっても、できる限りその問題点を緩和できるようにする解釈論や、そのような仕組みの外で組織再編行為に伴う法律変動の効力を問題とするための解釈論を展開した。

公表ベースでの成果物は、おおよそ以下のようなものである。

「事前備置書類の備置きの懈怠による株式交換の無効」(2015年)では、株式交換を無効の訴えにより無効とした裁判例を検討した上で、今後の展望として、適切な利害調整のために組織再編行為の無効の訴えについては予測可能性の要請を後退させて、ケース・バイ・ケースで無効とすべきか否かを判断するという考え方を示唆した。

「もしも『売渡株式等の取得の無効の訴え』がなかったならば」(2015年)では、組織再編行為に類する、平成26年改正で新設された特別支配株主の株式等売渡請求制度について、やはり組織再編行為と同様に形成無効の仕組みが置かれたことを批判的に検討した。そこでは、そのような仕組みがなかったとしたらどのようなことになるのかという思考実験を行い、そこから得られる示唆をもとに、形成無効の仕組みを廃した上での立法論や、現行法を前提に、無効原因を柔軟に考える解釈論を展開した。

「組織再編行為における対価の不均衡と無効の訴え」(2017年)では、組織再編行為全般につき、その対価が不均衡であった場合に、形成無効の仕組みの中でどのように取り扱うべきかを検討した。一般的には、対価が不均衡であること自体が、あるいは、それが特別利害関係人の関与の下でもたらされたものであることに着目して無効とすべきとされているが、多様な利害調整

の仕組みがあることに鑑みると、対価の不均衡に対して組織再編行為の無効という手段で対処するのは、それがふさわしい場合に限定すべきことを主張した。

「会社分割における債権者異議手続と詐害行為取消し・否認・法人格否認」(2018年)では、会社分割における債権者異議手続の対象たる債権者の保護のために、会社分割の無効の訴えによって最終的な実効性が担保されている債権者異議手続による保護ではなく、その仕組みの外にある一般法理を活用すべきことを提言した。

「会社分割における債権者保護と信義則」(2019年)では、会社分割の結果として生じる契約関係の移転から契約当事者を保護するために信義則を用いた最高裁判例について検討し、本研究の問題意識を背景に、そのような手法を強く支持した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 笠原武朗	4. 巻 58号
2. 論文標題 会社分割における債権者保護と信義則	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 94頁～97頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠原武朗	4. 巻 447号
2. 論文標題 商法演習	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 124頁～125頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠原武朗	4. 巻 82巻2・3号
2. 論文標題 もしも「売渡株式等の取得の無効の訴え」がなかったならば	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 307頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 笠原武朗	4. 巻 1486号
2. 論文標題 事前備置書類の備置きの懈怠による株式交換の無効（神戸地裁尼崎支判平成27年2月6日）	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 88頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠原武朗	4. 巻 87巻3号
2. 論文標題 仮装払込み	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 24頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 笠原武朗
2. 発表標題 分割型新設分割に伴う剰余金配当に対する否認権行使の可否 (東京地判平成28年5月26日金判1495号41頁)
3. 学会等名 九州大学産業法研究会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 笠原武朗
2. 発表標題 組織再編における債権者異議手続による利害調整の排他性
3. 学会等名 関西企業法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 笠原武朗
2. 発表標題 事前備置書類の備置きの懈怠による株式交換の無効 (神戸地裁尼崎支判平成27年2月6日)
3. 学会等名 東京大学商法研究会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 笠原武朗
2. 発表標題 もしも「売渡株式等の取得の無効の訴え」がなかったならば
3. 学会等名 九州大学産業法研究会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 笠原武朗	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 17頁 (51-67)
3. 書名 「会社分割における債権者異議手続と詐害行為取消し・否認・法人格否認」徳本穰 = 徐治文 = 佐藤誠 = 田中慎一 = 笠原武朗編 『会社法の到達点と展望 森淳二郎先生退職記念論文集』	

1. 著者名 笠原武朗	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 2頁 (186-187)
3. 書名 「合併比率の不正と合併無効事由」岩原紳作ほか編 『会社法判例百選 (第3版)』	

1. 著者名 笠原武朗	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 26頁 (469-49)
3. 書名 「組織再編行為における対価の不均衡と無効の訴え」黒沼悦郎ほか編 『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----